



第3章 計画の目標

第1節 基本理念と目指す環境像

1 小山町環境基本条例の基本理念

「小山町環境基本条例」の第3条では、本町の環境保全及び創造に関する基本理念を掲げており、この理念に沿った計画とします。

【「小山町環境基本条例」の基本理念】

第3条 環境の保全及び創造は、町民が健全で豊かな環境の恵みを楽しるとともに、良好で快適な環境が将来世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、町、町民、事業者、滞在者等が公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、水と緑に象徴される自然環境に恵まれた町の特性を踏まえつつ、湧水等の水資源の保全と森林の育成を重要施策とし、環境への負荷を可能な限り減らすことにより、人と自然とが共生できる循環型社会が構築されるよう行われなければならない。

4 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、町民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であるため、全ての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。



2 目指す環境像

本計画の目指す環境像は以下のとおりとします。

富士山とともに生きる 豊かな水と緑にあふれる 持続可能なまち おやま

町の象徴である世界文化遺産の富士山をはじめ、豊かな湧水や緑に恵まれた良好な環境を将来の世代に継承していくため、町・町民・事業者が協働し、バイオマス*、太陽光など再生可能エネルギー*の積極的な活用や、町の総面積の7割を占める森林の整備をはじめとした環境の保全と創造に向けた様々な取り組みを実践していきます。それにより、脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会、それを支える安全安心な社会を実現することで、「持続可能なまち・おやま」を目指します。



第2節 目指す環境像に向けた目標と取り組み

目指す環境像の実現に向けて環境目標、取り組み方針、取り組み項目を掲げます。

取り組みの体系

| 環境目標 | 取り組み方針 | 取り組み項目 |
|--------------------------------|---------------------|------------------------|
| 環境目標1 人と自然が 共生するまち | 1 富士山 | ①登山者等のルールの徹底とモラル向上 |
| | | ②富士山における環境負荷の低減 |
| | | ③富士山の自然を学ぶ場所・機会づくり |
| | 2 森林・農地 | ①森林の多面的機能の維持・発揮 |
| | | ②森林資源の活用、地元産木材利用の促進 |
| | | ③農地の多面的機能の維持・発揮 |
| | | ④「みどりの食料システム戦略」の推進 |
| | 3 動植物 | ①生物情報の収集と活用 |
| | | ②貴重種・天然記念物の保護と外来種対策 |
| | | ③野生鳥獣との共生 |
| | | ④自然共生サイト*の登録推進 |
| | 4 自然とのふれあい | ①自然とのふれあいの場の整備・活用 |
| ②公園・公共施設等の緑化推進 | | |
| 環境目標2 きれいな水や空気、 安全・安心なまち | 5 水環境 | ①水質の定期検査と監視体制の整備 |
| | | ②水質汚濁物質の管理と水質浄化の推進 |
| | | ③地下水保全のための取り組みの推進 |
| | | ④資源に関する学習や啓発、ふれあいの場の整備 |
| 6 大気・その他 生活環境 | ①大気・土壌汚染や悪臭・騒音・振動対策 | |
| | ②有害化学物質適正管理の啓発 | |
| | ③光害*・空き家・空き地対策 | |
| 環境目標3 資源が循環する まち | 7 3R*の推進 | ①ごみの減量と資源化の推進 |
| | | ②食品ロス*・廃プラスチック対策の推進 |
| | | ③3R*の普及啓発とグリーン購入*の推進 |
| | 8 廃棄物の適正処理 | ①災害廃棄物の適正処理の体制整備 |
| ②環境美化活動の推進・不法投棄の防止 | | |
| 環境目標4 脱炭素を目指す まち | 9 総合的な 地球温暖化対策 | ①総合的な地球温暖化対策の推進 |
| | | ②庁内の地球温暖化対策の推進 |
| | | ③町民や事業者への啓発・支援 |
| | 10 交通の脱炭素化 | ①持続可能な公共交通網の実現 |
| | | ②クリーンエネルギー自動車の普及拡大 |
| | | ③自転車や徒歩による移動の促進 |
| 11 エネルギーの 地産地消 | ①エネルギーの地産地消の推進 | |
| | ②エネルギーについての学習 | |
| 環境目標5 自ら考え・ 行動するまち | 12 環境学習・環境 保全活動等 | ①環境学習の推進 |
| | | ②環境情報の収集と提供 |
| | | ③環境保全活動の推進 |

第3節 環境目標と数値目標

基本理念に基づき、目指す環境像を達成するための環境目標、環境分野、数値目標は以下のとおりです。

環境目標1 人と自然が共生するまち

環境分野：富士山、森林・農地、動植物、自然とのふれあい など

本町のシンボルである富士山をはじめ、豊かな森林や農地、多様な動植物を保全するとともに、自然とのふれあいを促進し、人と自然が共生するまちを目指します。

| 指標 | 現状 (2022年度) | 中間目標 (2028年度) | 最終目標 (2033年度) |
|--------------------------------|-----------------|------------------|------------------|
| 「町内の自然環境が適切に保全されている」と回答する町民の割合 | 43% (2023年度) | 70%以上 | 70%以上 |

注1) 毎年度実施している「町民意識調査」の「町内の自然環境が適切に保全されている」の設問で「そう思う」+「どちらかというと思う」と回答した人の割合の合計とした。

注2) 中間目標、最終目標は「第5次小山町総合計画」の目標値と整合を図った目標とし、70%は町民の3分の2(約67%)以上を目安とした。

環境目標2 きれいな水や空気、安全・安心なまち

環境分野：水環境、大気環境・その他生活環境 など

きれいな水と空気・豊富な湧水を維持し、安全・安心で良好な生活環境が整ったまちを目指します。

| 指標 | 現状 (2022年度) | 中間目標 (2028年度) | 最終目標 (2033年度) |
|-------------------------------------|----------------|------------------|------------------|
| 環境基準達成率(光化学オキシダント*を除く環境基準(河川等水質測定)) | 94.9% | 100% | 100% |

注) 大気及び水質に関する環境基準の達成率であり、達成した調査地点数/全調査地点数で算定した。

環境目標3 資源が循環するまち

環境分野：3R*の推進、廃棄物の適正処理(環境美化・不法投棄) など

ごみの減量・再利用・再資源化などの3R*を推進するとともに、廃棄物の適正処理を図り、環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会を目指します。

| 指標 | 現状 (2022年度) | 中間目標 (2028年度) | 最終目標 (2033年度) |
|---------------|----------------|------------------|------------------|
| 1人1日当たりのごみ排出量 | 928g/人・日 | 853g/人・日 以下 | 826g/人・日 以下 |

注1) ごみ総排出量/人口/年間日数(365日)で算出した。

注2) 「第4次静岡県環境基本計画」の目標値である2025(令和7)年度:853g/人・日以下、2030(令和12)年度:826g/人・日以下に基づき設定した。

環境目標 4 脱炭素を目指すまち

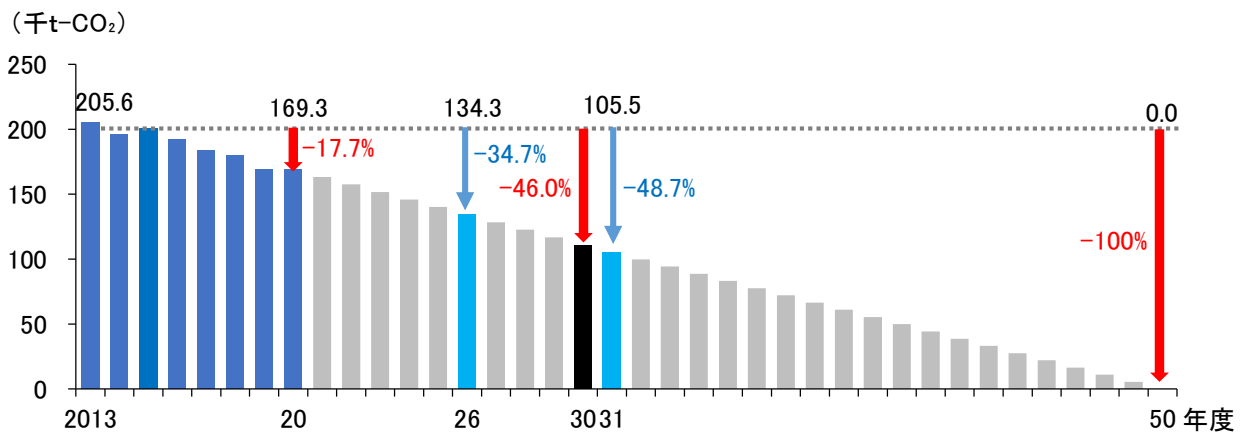
環境分野：総合的な地球温暖化対策、交通の脱炭化、エネルギーの地産地消 など

省エネルギーや森林等による二酸化炭素の吸収、再生可能エネルギー*の普及促進などを計画的に進めるとともに、私たち町民一人ひとりの行動変容により、2050年カーボンニュートラルを実現する脱炭素社会を目指します。

| 指標 | 現状 (2022年度) | 中間目標 (2028年度) | 最終目標 (2033年度) |
|---|---|---|---|
| 町域からの二酸化炭素排出量 (2013(平成25)年度(205.6千t-CO ₂)基準の削減率) | 169.3千t-CO ₂ (2020年度) 【-17.7%】 | 134.3千t-CO ₂ (2026年度) 【-34.7%】 | 105.5千t-CO ₂ (2031年度) 【-48.7%】 |

注1) 二酸化炭素排出量は、環境省「部門別CO₂排出量の現況推計」を使用した。

注2) 国の「地球温暖化対策計画」の削減目標と合わせ、2013(平成25)年度を基準として、2030(令和12)年度までに46%削減、2050(令和32)年度までに100%削減とした場合のバックキャスト値として、中間目標(2026年度)、最終目標(2031年度)を設定した。



町域からの二酸化炭素排出量の目標設定

環境目標 5 自ら考え・行動するまち

環境分野：環境学習・環境情報、環境保全活動 など

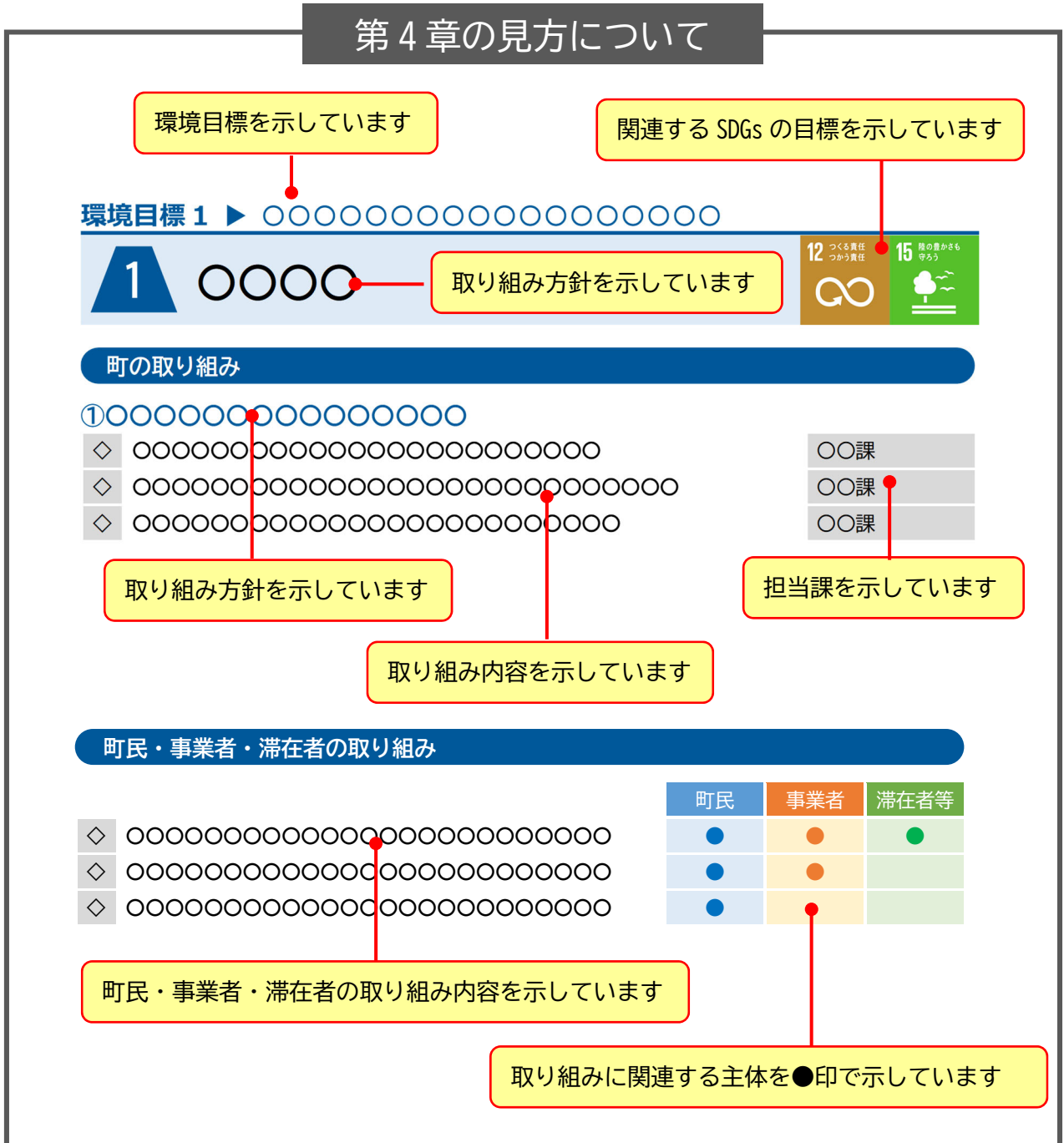
こどもから大人までの各年代、家庭・地域・学校・職場などのあらゆる場所において環境学習を進めるとともに、環境情報の充実や環境保全活動の活性化を促進することで、自ら考え行動する町民を増やし、持続可能な社会を目指します。

| 指標 | 現状 (2022年度) | 中間目標 (2028年度) | 最終目標 (2033年度) |
|--------------|----------------|------------------|------------------|
| 環境学習参加者数(累計) | 3,300人 | 5,000人 | 10,000人 |

注) 実績値は、水生生物調査、アース・キッズチャレンジ、富士山一斉清掃、野鳥観察会等のイベント参加者をカウントした。

第4章 取り組みの推進

目指す環境像の実現に向けた町の取り組み、町民・事業者・滞在者の取り組みを示します。





SDGs と本計画のつながり

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015（平成27）年9月の国連総会で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」と題する成果文書で示された具体的行動指針であり、17の個別目標とより詳細な169項目の達成基準から構成されています。

SDGsの17の目標の概要及び本計画に関連する主な目標（緑色で表示）を以下にまとめました。また、次ページ以降の取り組み項目ごとに関連性の深いSDGsの目標をアイコンで表示しています。



1 貧困をなくそう
世界中のあらゆる貧困を終わらせる。



10 人や国の不平等をなくそう
同じ国の中、そして国と国の間にある不平等を改める。



2 飢餓をゼロに
すべての人に安全で栄養のある食料を確保し、あらゆる形の栄養不良を解消する。人や自然にとって持続可能な農業を推進する。



11 住み続けられるまちづくりを
すべての人が安全で暮らしやすく、自然災害に強く環境にやさしいまちをつくる。



3 すべての人に健康と福祉を
こどもから大人まで、いくつになっても健康で安心して生活できるように福祉を推進する。



12 つくる責任つかう責任
人や自然に負担をかけず、質が高くて多くのものが得られる生産と消費のあり方を追及する。



4 質の高い教育をみんなに
こどもも大人も、いつでも学ぶことができる環境をつくり、だれもが平等に質の高い教育を受けられるようにする。



13 気候変動に具体的な対策を
気候変動とその影響を減らすための具体的な対策を考え、いまずぐに行動する。



5 ジェンダー平等を実現しよう
性別にかかわらず平等に機会が与えられ、すべての女性や女の子が能力を最大限に発揮できる社会をつくる。



14 海の豊かさを守ろう
より良い社会をつくるために必要な海と海の資源を守り、海と海の資源を利用するときには、それを利用し続けられる方法を選択する。



6 安全な水とトイレを世界中に
すべての人が安全に管理された水と衛生的な環境を利用できるようにする。



15 陸の豊かさを守ろう
陸の生態系を守り回復し、将来にわたってその恵みを受けられるようにするとともに、多くの種の生物が関わり合っている環境を守る。



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人が安く安全で近代的なエネルギーをずっと利用できるようにする。



16 平和と公正をすべての人に
すべての人が法や制度で守られ、安心して暮らせる平和な社会をつくる。



8 働きがいも経済成長も
環境を守りながら、将来にわたって経済成長を続けるとともに、すべての人が働きがいと十分な収入を持った仕事ができるようにする。



17 パートナリーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のために必要な行動や方法を強化するとともに、世界のあらゆる人たちの協力関係を活発にする。



9 産業と技術革新の基盤をつくろう
人々の暮らしや経済成長をささえる、災害に強く丈夫な社会基盤をつくるとともに、技術革新による産業の発展を推進する。

環境目標 1 ▶ 人と自然が共生するまち

1 富士山

12 つくる責任
つかう責任

15 陸の豊かさも
守ろう

町の取り組み

① 登山者等のルールの徹底とモラル向上

| | |
|--|-------|
| ◇ 登山ガイドや山小屋経営者、行政などが協力して、登山マナーの普及啓発を行い、モラル向上に取り組みます。 | 観光交流課 |
| ◇ 安全な富士登山の指導・啓発、須走ルート魅力を発信します。 | 観光交流課 |
| ◇ 国や県と連携した富士山保全協力金への協力を呼びかけます。 | 観光交流課 |

② 富士山における環境負荷の低減

| | |
|---|--------------------|
| ◇ 静岡県や他の登山口と連携し、総合的に富士山の環境負荷を減らす方策を推進します。 | 観光交流課 |
| ◇ 違法採集禁止の周知、オフロード車の乗り入れ防止パトロールを行います。 | くらし環境課 |
| ◇ マイカー規制*を通して須走口の適正利用を推進します。 | 観光交流課 |
| ◇ 富士山一斉清掃を継続して実施します。 | 観光交流課 |
| ◇ 富士山世界文化遺産協議会とともに、富士山の保全活動を推進します。 | 企画政策課・生涯学習課・くらし環境課 |
| ◇ 国・県と連携し、外来植物の種子を除去する対策を実施します。 | くらし環境課 |

③ 富士山の自然を学ぶ場所・機会づくり

| | |
|---|-------|
| ◇ 富士山須走口インフォメーションセンターにおいて、自然環境や登山マナー及び須走口に関する情報発信を行います。 | 観光交流課 |
| ◇ 富士山須走口五合目におけるガイドツアーを開催して富士山を学ぶ機会を創出します。 | 観光交流課 |
| ◇ 世界文化遺産富士山をより深く学ぶ学習の機会を充実させます。 | 生涯学習課 |
| ◇ 「小山町富士山火山防災マップ」など、富士山の噴火を想定したハザードマップを普及啓発します。 | 危機管理局 |



コラム

富士山カントリーコード

「富士箱根伊豆国立公園富士山地域環境保全対策協議会」では、10 項目の「富士山カントリーコード」を定め、登山者に富士山の環境保全に対する協力を呼びかけています。

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ①美しい富士山を後世に引き継ぐ | ⑥車道外へ車両等を乗り入れない |
| ②ゴミは絶対捨てずに、すべて持ち帰る | ⑦溶岩樹型等の特殊地形を壊さない |
| ③ゴミになるようなものを最初から持っていかない | ⑧駐車場ではアイドリングをしない |
| ④登山道はずれて歩かない | ⑨動植物を採らない |
| ⑤登頂記念の落書きをしない | ⑩トイレなど公共施設をきれいに使う |

【資料：富士箱根伊豆国立公園富士山地域環境保全対策協議会】

町民・事業者・滞在者の取り組み

- ◇ 富士登山をする時は、登下山道から外れないようにします。
- ◇ しっかり準備を整え、無理のない行程を立てます。
- ◇ 富士山保全協力金に協力します。
- ◇ 富士山のマイカー規制*に協力します。
- ◇ 花を採ったり動物を捕まえたりせず、自然観察を楽しみます。
- ◇ 靴や衣服に付着した外来植物の種子などを、富士山に持ち込まないように協力します。
- ◇ ペットなどを持ち込みません。
- ◇ 道路以外の場所にオフロード車などを乗り入れません。
- ◇ 「小山町富士山火山防災マップ」などのハザードマップをみて、災害に備えます。
- ◇ ごみを捨てずに持ち帰ることや、富士山一斉清掃に参加して美しい富士山を守ります。
- ◇ 富士山須走口インフォメーションセンターで楽しみながら環境学習に取り組み、富士山についての知識を深めます。

| 町民 | 事業者 | 滞在者等 |
|----|-----|------|
| ● | | ● |
| ● | | ● |
| ● | | ● |
| ● | ● | ● |
| ● | ● | ● |
| ● | | ● |
| ● | | ● |
| ● | ● | ● |
| ● | ● | ● |
| ● | | ● |



コラム

富士山須走口インフォメーションセンター

2023（令和5）年7月にオープンした富士山須走口インフォメーションセンターは、富士山須走口五合目における利用拠点施設として、環境省が整備し、小山町が運営をしています。登山道に面し、富士山への理解を深めて安全登山を促す案内所機能を有し、噴火や悪天候時の一時避難施設も兼ねています。案内所には、気象情報、落石情報、混雑具合など富士山の今がわかる展示や、登山・ハイキング・散策など、多様なニーズに対応した利用者の欲しい情報の展示があります。



【資料：環境省】



コラム

小山町富士山火山防災マップ

本町では、2022（令和4）年3月に「小山町富士山火山防災マップ」の改定を行いました。マップには、富士山噴火に伴う溶岩流、噴石、火砕流、融雪型火山泥流などの影響が及ぶ地域が示されています。マップを事前に確認することで、どのような現象がどこで発生する可能性があるのか十分に理解して、的確な防災行動がとれるように心掛けてください。

【資料：危機管理局】



環境目標 1 ▶ 人と自然が共生するまち

2 森林・農地



町の取り組み

① 森林の多面的機能の維持・発揮

- | | |
|---|-----|
| ◇ 森林の公益的機能を維持増進できるよう間伐などの適切な森林整備を行うとともに必要に応じて針広混交林のような公益的機能に優れた森林への転換を進めます。 | 農林課 |
| ◇ 森林認証等の取得により、適切な森林の管理や経営と木材の流通・加工を推進します。 | 農林課 |
| ◇ 里地・里山等の現状について把握し、重要性について普及啓発します。 | 農林課 |
| ◇ ナラ枯れ等被害木の伐採を推進するため、費用等の補助を行います。 | 農林課 |
| ◇ 森林の適正管理を推進していくため、林業人材を育成します。 | 農林課 |

② 森林資源の活用、地元産木材利用の促進

- | | |
|--|-----|
| ◇ 木質バイオマス*エネルギーの利用促進や、公共施設などにおける地元産木材の建材や加工品の導入など、森林資源を積極的に活用していきます。また、地元産木材の利用を推進します。 | 農林課 |
| ◇ 間伐材等の有効活用のため、木質燃料ストーブの導入や再生可能エネルギー*を普及する取り組みを推進します。 | 農林課 |
| ◇ 小山町の木材ブランド「富士山-金時材」の普及と販売促進に取り組み、需要の拡大を図ります。 | 農林課 |
| ◇ 小山町有林の適正な森林整備による CO ₂ 吸収量を J-クレジット*として売却し、その資金を森林整備等に活用します。 | 農林課 |

③ 農地の多面的機能の維持・発揮

- | | |
|---|-----|
| ◇ 新規就農者など地域に必要なとされる多様な担い手の確保と育成を進めます。 | 農林課 |
| ◇ 地域の共同活動を支援し、豊かな自然を保全します。また、農作業体験など都市農村交流を推進し、農村地域の活性化を図ります。 | 農林課 |

④ 「みどりの食料システム戦略」の推進

- | | |
|---|-----|
| ◇ 食料・農林業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する国の「みどりの食料システム戦略」に沿った取り組みを推進します。 | 農林課 |
| ◇ 地域で生み出される有機廃棄物の堆肥化を進め、地域内の資源循環型農業を推進します。 | 農林課 |
| ◇ 米づくりに関しては、環境にやさしいエコ米の取り組みを進め、高付加価値化と消費者に求められる美味しい米づくりを推進します。 | 農林課 |
| ◇ 地元農作物の生産面での支援、学校給食への食材の提供や食育活動、ふるさと納税返礼品としての地場産品充実などにより、町内農産物の地産地消を推進します。 | 農林課 |

- ◇ 自動水管理システムやドローン等の活用による農作業の省力化など、スマート農業の研究・検討を推進します。

農林課

町民・事業者・滞在者の取り組み

| | 町民 | 事業者 | 滞在者等 |
|---|----|-----|------|
| ◇ 間伐などの森林整備にボランティアなどで協力します。 | ● | ● | |
| ◇ 補助金を活用して、ナラ枯れした樹木の伐採を行います。 | ● | ● | |
| ◇ 地元産の木材や木工製品などを購入・利用します。 | ● | ● | ● |
| ◇ 木質バイオマス*エネルギー（薪、木質ペレット*など）を積極的に活用します。 | ● | ● | |
| ◇ 地場産品の農作物の購入など地産地消に協力します。 | ● | ● | ● |
| ◇ 農地の適正管理を行います。 | | ● | |
| ◇ 環境保全型農業を推進します。 | | ● | |
| ◇ 減農薬・減化学肥料栽培の農作物を積極的に購入します。 | ● | ● | ● |



コラム

富士山－金時材

本町は、町内と町周辺の工場加工したスギ・ヒノキ等の木材製品（小山町材）に「富士山－金時材」の愛称をつけ、ブランド化を推進しています。「富士山－金時材」の供給力を高めるため、取扱事業者の登録制度を創設・運用しています。



コラム

みどりの食料システム戦略

日本の食料・農林水産業は、生産者の減少や高齢化、生産・消費の変化のほか、地球温暖化やそれに伴う自然災害の発生などの課題に直面しています。こうした中で、食料の安定供給・農林水産業の持続的発展と地球環境の両立を目指した「みどりの食料システム戦略」が2021（令和3）年5月に策定されました。

同戦略では、2050（令和32）年までに目指す姿として、①農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現、②化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減、③輸入原料等からなる化学肥料の使用量を30%低減、④有機農業の面積割合を25%（100万ha）に拡大などを目標として掲げています。

本戦略では、有機農業などについて持続性の高い農業生産方式の拡大を後押しするため、省力化が図られるほ場の大区画化やICT水管理施設の導入をこれまで以上に推進することや、エネルギー使用量の大きいポンプ場などの省エネルギー化、農業用水を活用した小水力発電等の再生可能エネルギー*導入の推進などに取り組んでいくこととしています。



環境目標 1 ▶ 人と自然が共生するまち

3 動植物



町の取り組み

①生物情報の収集と活用

- ◇ 町民参加による水生生物調査などの実施により、町内の生物情報を収集するとともに、町民等に対して自然環境に関する意識啓発を行います。 くらし環境課

②貴重種・天然記念物の保護と外来種対策

- ◇ 貴重種や地域の生態系を保全していくため、土地利用手続き時に環境負荷の低減に向けた指導を行います。 くらし環境課
- ◇ 法面緑化工事で法面緑化材を使用する場合は、在来種を使用します。 建設課
- ◇ 町民に広く文化財を周知するため、世界文化遺産富士山や天然記念物などについて学習する「町民講座」「ふるさと発見講座」を開催します。 生涯学習課
- ◇ 貴重種や外来種の分布状況についての情報収集・提供や注意喚起をします。 くらし環境課

③野生鳥獣との共生

- ◇ 「小山町鳥獣被害防止計画」に基づき、小山町鳥獣被害防止対策協議会を中心に、イノシシ、シカなどの鳥獣による農作物被害の防除に取り組みます。 農林課

④自然共生サイト*の登録推進

- ◇ 自然共生サイト*の啓発、町有地の登録、企業などへの普及を行います。 くらし環境課

町民・事業者・滞在者の取り組み

| | 町民 | 事業者 | 滞在者等 |
|---|----|-----|------|
| ◇ 自然環境や生きものにふれあう体験・イベントや環境教育などに参加します。 | ● | ● | ● |
| ◇ 貴重種を採取・捕獲せず、保護に協力します。 | ● | ● | ● |
| ◇ 外来種についての知識を習得し、目撃情報について情報提供を行ったり、外来種の調査や防除活動に参加します。 | ● | ● | ● |
| ◇ 郷土の伝統行事や祭りなどを大切にするとともに、文化財の保護や活用に協力します。 | ● | ● | ● |
| ◇ 狩猟免許取得・登録、野生鳥獣の個体数管理に協力します。 | ● | ● | ● |
| ◇ 野生鳥獣による被害を未然防止するため、防護柵の設置や未収穫物の処理などを行います。 | ● | ● | ● |
| ◇ 自然共生サイト*に関心を持ち、所有地の登録を実施します。 | ● | ● | ● |
| ◇ 自然共生サイト*に登録する事業者の製品等を購入するなど、保全活動を後押しします。 | ● | ● | ● |

環境目標 1 ▶ 人と自然が共生するまち

4

自然とのふれあい

11
住み続けられる
まちづくりを

14
海の豊かさを
守ろう

15
陸の豊かさも
守ろう

町の取り組み

①自然とのふれあいの場の整備・活用

| | |
|---|-----------------------------|
| ◇ 里山にホテルが飛び交う「ホテルの里づくり」、NPO 法人、企業及び町が協働で管理する「北郷の森」や「谷戸山」など、自然とのふれあいの場を整備、活用することにより、賑わいを創出します。 | 生涯学習課・ 農林課・おやまで 暮らそう課 |
| ◇ 既存のハイキングコースを活用したイベントやガイド付きツアーなどを開催するとともに、隣接市町と関係した広域的なコースを新たに設定し、ハイキングコース全体の魅力を高めます。 | 観光交流課 |

②公園・公共施設等の緑化推進

| | |
|--|---------------|
| ◇ 豊かな自然を活かした都市公園の維持管理、また新設の際には自然とふれあえる設計に努めます。 | 都市整備課 |
| ◇ 緑化に伴う脱炭素の推進、児童・生徒への自然体験を目的として、小・中学校での花壇の整備や畑の耕作を継続します。 | 学校教育課・ 農林課 |
| ◇ 公園緑地に関する意識啓発と利用などの促進のため、普及啓発と緑化指導を行います。 | 都市整備課 |

町民・事業者・滞在者の取り組み

| | 町民 | 事業者 | 滞在者等 |
|---------------------------------------|----|-----|------|
| ◇ 自然体験イベントに参加します。 | ● | ● | ● |
| ◇ 河川などの清掃活動に参加します。 | ● | ● | ● |
| ◇ ハイキングコースや公園などで自然とのふれあいを楽しみます。 | ● | ● | ● |
| ◇ 公園の維持管理に参加します。 | ● | ● | ● |
| ◇ 地域の緑化活動に参加します。 | ● | ● | ● |
| ◇ 誰もが自然と楽しくふれあえるよう、ポイ捨てや不法投棄は絶対にしません。 | ● | ● | ● |
| ◇ 町の素敵な自然スポットを積極的に他者へ薦めます（SNS の活用）。 | ● | ● | ● |

環境目標 2 ▶ **きれいな水や空気、安全・安心なまち**

| | | | |
|---|---|--|--|
| <h1 style="font-size: 2em; margin: 0;">5</h1> <h2 style="font-size: 1.5em; margin: 0;">水環境</h2> | 6 安全な水とトイレを世界中に  | 14 海の豊かさを守ろう  | 15 陸の豊かさも守ろう  |
|---|---|--|--|

町の取り組み

①水質の定期検査と監視体制の整備

| | |
|--|--------|
| ◇ 定点検査に加え、水質汚濁の可能性のある事例が発生した場合は早急に水質検査を実施し基準値の適合性を確認します。 | くらし環境課 |
| ◇ 町内の事業者に対し、工業排水の水質基準を遵守するよう指導を徹底します。 | くらし環境課 |
| ◇ 水質情報について年次報告書で公表します。 | くらし環境課 |

②水質汚濁物質の管理と水質浄化の推進

| | |
|---|--------------|
| ◇ 須走地区において、公共下水道未接続世帯に対し、接続促進 PR を継続していきます。また、個人住宅への合併処理浄化槽の設置促進については、補助金制度を継続していきます。 | 上下水道課・くらし環境課 |
| ◇ 町内河川の水環境保全を図るため、公共下水道への未接続世帯の調査を行い、水洗化指導の強化と、利子補給などの財政支援により、早期切り替えを促進します。 | 上下水道課 |
| ◇ 町内河川の水環境の保全を図るため、合併処理浄化槽への転換を促進します。 | くらし環境課 |
| ◇ 浄化槽の正常な機能を維持するため、「浄化槽法」に基づく点検や清掃の実施について周知し、適正な維持管理を促進します。 | くらし環境課 |

③地下水保全のための取り組みの推進

| | |
|---|--------------|
| ◇ 水資源の有効利用のため、流域間や小山町全体を含む広い地域において水資源の実態を把握し、保全と有効活用のあり方を検討していきます。 | 企画政策課 |
| ◇ 地下水くみ上げの届出制度や条例など、地下水保全のための施策・制度について情報を収集し、検討します。また、節水や地下水のかん養*のための取り組みを進めます。 | 企画政策課 |
| ◇ 須川湧水群や阿多野用水などの湧水池について、地元関係者や支援団体との連携による保全活動を推進します。 | 企画政策課・くらし環境課 |
| ◇ 森林間伐などの適正な森林整備を行うことで地下水のかん養*を図ります。 | 農林課 |



コラム

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

単独処理浄化槽は、し尿処理だけに対応している浄化槽であり、生活雑排水（台所、お風呂、洗濯等の排水）はそのまま河川に流れ込んでしまいます。一方で、合併処理浄化槽はし尿と生活雑排水の両方を処理できるため、単独処理浄化槽と比べると負荷量は8分の1に低減することができます。現在、単独処理浄化槽が設置されている世帯は、合併処理浄化槽への早期転換が求められています。

【資料：環境省】

④水資源に関する学習や啓発、ふれあいの場の整備

| | |
|--|---------|
| ◇ 清らかで豊かな水資源の情報発信や水に対する理解を深めるため、水をテーマとした体験学習などの開催や支援を行います。 | くらし環境課 |
| ◇ 清らかな水の流れをこどもたちが楽しむことができるような水辺の保全と活用を図ります。 | 建設課・農林課 |
| ◇ 堰や河川へのごみ投棄の防止や清掃活動を推進します。 | 建設課 |
| ◇ ホタルの里づくりを推進し、清らかで豊かな水資源を身近に体験できる環境の整備に取り組みます。 | 生涯学習課 |
| ◇ 広報活動や学校を通じた節水教育などにより、町民の節水意識の高揚を図ります。 | くらし環境課 |

町民・事業者・滞在者の取り組み

| | 町民 | 事業者 | 滞在者等 |
|---|----|-----|------|
| ◇ 公共下水道への接続、合併処理浄化槽の設置及び適正な維持管理などを行います。 | ● | ● | |
| ◇ 浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び法定検査を行います。 | ● | ● | |
| ◇ 水質汚濁が発生しないよう万全の対策を講じ、万が一流出してしまった場合は速やかに報告します。 | | ● | |
| ◇ 地下水汚染を未然に防止するための対策を徹底します。 | | ● | |
| ◇ 水生生物調査に参加します。 | ● | | |
| ◇ 水道水の出し放しをやめるなど、節水を心がけます。 | ● | ● | ● |
| ◇ 不法投棄の監視パトロールや回収に協力します。 | ● | ● | |
| ◇ 河川などの清掃活動に参加します。 | ● | ● | ● |
| ◇ 水資源に関する自然体験イベントに参加します。 | ● | ● | ● |

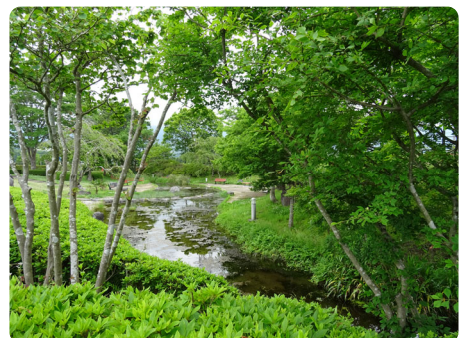


コラム

ホタルの里

小山町生涯学習施設の「ホタルの里」では、「小山町ホタル保存会」に協力いただき、毎年6月にホタルの鑑賞会を開催しています。身近にホタルを鑑賞できる場所として、町民に親しまれています。

【資料：小山町生涯学習施設】



ホタルの里

環境目標 2 ▶ きれいな水や空気、安全・安心なまち

6

大気・その他生活環境

3 すべての人に健康と福祉を



町の取り組み

①大気・土壌汚染や悪臭・騒音・振動対策

- ◇ 大気や土壌の測定結果を評価し、町民に公表します。
- ◇ 国や県、周辺市町と連携した大気汚染物質対策を行います。
- ◇ 違法な野焼きは注意喚起・指導するとともに、広報等で正しい情報を周知し、地元産業との共存のため、周辺住民への理解を求めます。
- ◇ 騒音については、周囲環境に配慮した音量や音の出し方を工夫する取り組みを進めます。
- ◇ 振動については、自動車交通等への対策を進めます。
- ◇ 苦情の発生にいち早く対応していきます。

くらし環境課

くらし環境課

くらし環境課

くらし環境課

建設課

くらし環境課

②有害化学物質適正管理の啓発

- ◇ 農業者や家庭菜園における農薬・除草剤・化学肥料の使用削減について啓発するとともに、県と連携し、工場・事業所等での適正管理がされるよう努めます。

農林課・

くらし環境課

③光害*・空き家・空き地対策

- ◇ 光害*については、農業への影響軽減と不必要な小中学校における夜間照明施設への対策を行います。
- ◇ 管理されていない空き家、空き地などの所有者に対して、倒壊等の事故、犯罪、火災等の未然防止に向けた適正管理や有効活用について指導します。

生涯学習課

おやまで暮らそう課

町民・事業者・滞在者の取り組み

- ◇ 大気汚染や悪臭、騒音・振動に対する規制を遵守するとともに、発生源への立入検査に協力します。
- ◇ 土壌汚染防止対策、有害化学物質の適正な管理を行います。
- ◇ 野焼きをしないようにします。
- ◇ 化学肥料、農薬、除草剤などを適正に使用します。
- ◇ 公害苦情が発生した場合、その原因を究明し、問題解決に向けた対策を講じます。
- ◇ 夜間の照明は光害*を低減するような工夫をします。
- ◇ 空き家の適正な管理に努め、有効活用を図ります。

| | 町民 | 事業者 | 滞在者等 |
|---|----|-----|------|
| ◇ 大気汚染や悪臭、騒音・振動に対する規制を遵守するとともに、発生源への立入検査に協力します。 | | ● | |
| ◇ 土壌汚染防止対策、有害化学物質の適正な管理を行います。 | ● | ● | |
| ◇ 野焼きをしないようにします。 | ● | ● | |
| ◇ 化学肥料、農薬、除草剤などを適正に使用します。 | ● | ● | |
| ◇ 公害苦情が発生した場合、その原因を究明し、問題解決に向けた対策を講じます。 | | ● | |
| ◇ 夜間の照明は光害*を低減するような工夫をします。 | ● | ● | |
| ◇ 空き家の適正な管理に努め、有効活用を図ります。 | ● | | |

環境目標3 ▶ 資源が循環するまち

7

3R*の推進

12

つくる責任
つかう責任

町の取り組み

①ごみの減量と資源化の推進

| | |
|---|--------|
| ◇ ごみの種類や分別の区分を明確にすることにより、適切な分別収集を推進します。 | くらし環境課 |
| ◇ 家庭ごみガイドブックや「広報おやま」へ分別方法の記載や、町公式 LINE の分別情報を最適化していきます。 | くらし環境課 |
| ◇ ごみの減量化が一目でわかる 1 人 1 日当たりのごみ量を具体目標とし、目標値を 826g/人・日とします。 | くらし環境課 |
| ◇ 事業者エコアクション 21* の認証・登録を推奨し、ごみの分別や減量を含めて環境負荷の低減を推進します。 | くらし環境課 |
| ◇ 事業系一般廃棄物の排出量削減のため事業者へ周知徹底を図ります。 | くらし環境課 |
| ◇ 町民・事業者・行政でのリサイクル運動の推進を図ることで、限りある資源を大切にす町民意識の啓発に努めます。 | くらし環境課 |
| ◇ 通常は可燃ごみとなる古着について拠点回収を行い、リユース*製品の利用促進を図ります。 | くらし環境課 |
| ◇ ごみステーションでの資源ごみの収集に加え、再資源化及び再使用を目的とした資源物の収集を拡大していきます。 | くらし環境課 |
| ◇ 区長会や学校、子ども会などの各種団体による資源リサイクル活動奨励事業を促進していきます。 | くらし環境課 |
| ◇ 廃棄物の排出状況や社会情勢の変化に応じて、広域で処理をする御殿場市とともに収集運搬体制の見直し等、定期的に情報交換をし、改善を検討します。 | くらし環境課 |

②食品ロス*対策・廃プラスチック対策の推進

| | |
|--|--------|
| ◇ 「食品ロス削減の推進に関する法律」に基づき、事業や広報を通じて町民に食品ロス*についての意識醸成を図ります。 | くらし環境課 |
| ◇ 公共団体や民間事業者と協力しフードドライブ*やフードパントリー*の実施を行うとともに、町民の食品ロス*削減の意識向上を図ります。 | くらし環境課 |
| ◇ まとめ買いを避け必要な分だけ買う、期限表示を確認し計画的に使う、食べきれぬ量を作る、といった家庭でできる食品ロス*削減対策の普及啓発を図ります。 | くらし環境課 |
| ◇ 小山町独自のフードバンク・フードパントリー*を実施し、余った食材等を町内で循環させ、食品ロス*の削減に取り組みます。 | くらし環境課 |
| ◇ 廃プラスチック対策について広域・御殿場市と協議していくとともに、新たなリサイクルルートの開拓について研究します。 | くらし環境課 |

③3R*の普及啓発とグリーン購入*の推進

| | |
|--|--------|
| ◇ 町や事業所等でリサイクルされている事例を年次報告書等で情報公開します。 | くらし環境課 |
| ◇ 3R*を推進していくため、町内の団体向けの勉強会を開催します。 | くらし環境課 |
| ◇ 役場で使用する共通物品は、「グリーン購入法」に基づく製品を原則購入していきます。 | 総務課 |

町民・事業者・滞在者の取り組み

| | 町民 | 事業者 | 滞在者等 |
|--|----|-----|------|
| ◇ 3R*の実践とごみの分別を徹底します。 | ● | ● | ● |
| ◇ 過剰包装の商品の購入を控え、簡易包装の商品を選びます。 | ● | ● | ● |
| ◇ 資源ごみの集団回収事業などを通じて、再資源化に努めます。 | ● | ● | ● |
| ◇ 事業活動に伴うごみの発生を抑制し、適正に処理します。 | ● | ● | ● |
| ◇ エコアクション 21*の認証を取得します。 | ● | ● | ● |
| ◇ 食品ロス*を削減するため、適量の購入、食材の使い切り・食べ切り、てまえどりを実践します。 | ● | ● | ● |
| ◇ フードドライブ*への参加など、食品ロス*削減に向けた取り組みを行います。 | ● | ● | ● |
| ◇ 食材の使い切り、食品の食べ切り、生ごみの水切り、生ごみの堆肥化に取り組めます。 | ● | ● | ● |
| ◇ プラスチックごみの減量に協力します。 | ● | ● | ● |
| ◇ ごみの減量やリサイクルに関する知識を習得します。 | ● | ● | ● |
| ◇ グリーン購入*を実践します。 | ● | ● | ● |



コラム

食品ロス*削減活動（おやまマーケット）

本町では、小山町社会福祉協議会と連携して、食品ロス*削減活動（フードドライブ* & フードパントリー*）の「おやまマーケット」を開催しています。

フードドライブ*とは、ご家庭で食べきれなかった食料等を回収して、それを必要としている世帯や福祉施設等に寄付する活動です。フードパントリー*とは、フードドライブ*で集まった食料等を無償で提供する活動（場所）です。

○ 回収している食料

- ・賞味期限が2カ月以上あるもの
- ・常温保存ができ未開封のもの

- ✓ レトルト食品・缶詰
- ✓ 即席ラーメン・カップめん
- ✓ 即席みそ汁・スープ
- ✓ ふりかけ・お菓子
- ✓ ベビーフード

✗ 回収できない食料

- ・ビール、ワインなどアルコール分を含む飲料や食料品
- ・防災用備蓄食料（備蓄米、水など）
- ・生鮮食品

※野菜は回収できる場合がありますので小山町社会福祉協議会へご相談ください。

環境目標 3 ▶ 資源が循環するまち

8

廃棄物の適正処理

12 つくる責任
つかう責任



町の取り組み

①災害廃棄物の適正処理の体制整備

- ◇ 災害時に発生した災害廃棄物への迅速な対応と、適正処理の体制を整備します。 くらし環境課

②環境美化活動の推進・不法投棄の防止

- ◇ 町内各所で実施する一斉清掃等の環境美化活動などにより、環境美化活動に対する地域住民の意識の醸成を図ります。 くらし環境課
- ◇ 「小山町空き缶等のポイ捨て防止に関する条例」に基づき、清潔で快適な生活環境の確保に努めます。 くらし環境課
- ◇ 「家電リサイクル法」などのルールを継続的に周知することで、廃棄物の適正処理に努めます。 くらし環境課
- ◇ 巡回パトロールや監視カメラの設置などによる監視体制の強化を図り、不法投棄の防止に努めます。 くらし環境課
- ◇ 不法投棄は減少傾向にありますが、さらなる削減を目指して目標値を2,000kgとします くらし環境課

町民・事業者・滞在者の取り組み

- ◇ 災害廃棄物への迅速な対応と、適正処理に協力します。
- ◇ ごみのポイ捨て、不法投棄をしません。
- ◇ 河川・道路などの清掃活動に参加します。
- ◇ 不法投棄の監視に協力し、発見次第通報します。
- ◇ 事業活動に伴う産業廃棄物は責任を持って処理します。

| 町民 | 事業者 | 滞在者等 |
|----|-----|------|
| ● | ● | ● |
| ● | ● | ● |
| ● | ● | ● |
| ● | ● | ● |
| ● | ● | ● |



コラム

小山町空き缶等のポイ捨て防止に関する条例

本町では、「小山町空き缶等のポイ捨て防止に関する条例」を1997（平成9）年4月1日から施行しています。空き缶等（空き缶、空き瓶その他の容器及びたばこの吸殻、チューインガムのかみかす、包装紙その他散乱性の高いごみ）のポイ捨て及び散乱の防止等の措置を講じることにより、清潔で美しい景観を保全し、快適な生活環境を確保することを目的としています。

同条例では、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所や、所有者等が所有・占有・管理する土地及び建物に、みだりに空き缶等を捨てることを禁止しており、違反者には5万円以下の罰金が科せられます。

環境目標 4 ▶ 脱炭素を目指すまち

9

総合的な地球温暖化対策

13 気候変動に
具体的な対策を

町の取り組み

①総合的な地球温暖化対策の推進

- | | |
|--|------------------|
| ◇ 「小山町ゼロカーボンシティ宣言」の実現に向けた脱炭素ロードマップを策定します。 | くらし環境課 |
| ◇ 町内で削減した二酸化炭素排出量について、国の J-クレジット制度*を活用するための調査・研究を推進します。 | くらし環境課 |
| ◇ 多様な再生可能エネルギー*及び新技術について、情報収集や調査などを行い、町に適合するものについては導入を進めます。 | くらし環境課 |
| ◇ DX（デジタルトランスフォーメーション）*・GX（グリーントランスフォーメーション）*を同時推進し、well-being（ウェルビーイング）*なまちづくりを推進します。 | 企画政策課・ くらし環境課 |

②庁内の地球温暖化対策の推進

- | | |
|---|--------------------------|
| ◇ 「小山町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、町の事務事業から排出される温室効果ガスの削減に努めます。 | くらし環境課 |
| ◇ ゼロカーボンシティを宣言したことから、公共施設の動力について再生可能エネルギー*転換の検討を行い、調査結果に基づき実施していきます。 | くらし環境課・ 各施設管理者 |
| ◇ 省エネルギー製品、クリーンエネルギー自動車、再生紙、リサイクル製品などのグリーン購入*を推進します。 | くらし環境課・ 総務課 |
| ◇ 公用車更新計画を作成し、公用車のクリーンエネルギー車への転換を推進します。 | くらし環境課・ 総務課 |
| ◇ 再生紙の使用及び用紙使用量の減量、照明機器や OA 機器の適正使用、自動車の整備及び運転の適正化、自転車の活用、給湯器の適正使用、水の有効利用を図ります。 | 総務課・ くらし環境課 |
| ◇ 物品の適正管理、電気・機械器具等の再生利用、廃棄物の分別回収・減量化、自動車や冷蔵庫等で使用される代替フロン冷媒の回収・破壊の適正処理を図ります。 | 総務課 |
| ◇ エネルギー使用量の抑制、冷暖房温度の適正管理、照明器具の適正管理、ZEB*化の推進、太陽光等の再生可能エネルギー*の有効利用、節水設備の導入、省エネ・省資源に配慮した素材の選択、周辺の緑化を推進します。 | 総務課・ くらし環境課 |
| ◇ 公共施設の新築・建替え時は、ZEB*化を検討し、環境に配慮した公共施設の設置を推進します。 | 都市整備課・ 各施設管理者 |
| ◇ 学校施設の LED 照明などの省エネ機器の導入に努め、省エネによる脱炭素の推進に努めます。 | 学校教育課 |
| ◇ 環境に配慮した公共事業の構想・計画を立案するとともに、環境に配慮した工事手法の実施、環境保全対策の実施・点検、委託した施設管理者への実行計画策定指導を推進します。また、都市緑化・省エネルギー、交通、建設副産物、上水道施設など、各事業等における環境配慮を行います。 | 総務課・ くらし環境課・ 事業発注課 |

③町民や事業者への啓発・支援

- ◇ 2市1町富士山東麓エコガーデンシティ地域循環共生圏の取り組みとして、地域内金融機関との協定により、地域企業の温室効果ガス排出量可視化事業を推進します。
- ◇ 家庭及び企業等で取り組める地域温暖化対策について、広報紙や町のホームページ等を活用し、周知徹底を図ります。
- ◇ 各種制度に基づき事業所が行う自主的な地球温暖化に関する取り組みを支援します。

企画政策課

くらし環境課

くらし環境課

町民・事業者・滞在者の取り組み

- ◇ 2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」、地球温暖化の問題に関心を持ちます。
- ◇ 脱炭素の取り組みの理解を深めるとともに、積極的に取り組みに協力します。
- ◇ 住宅等建物を建築する時は ZEH*及び ZEB*化を検討し、積極的に導入します。
- ◇ 町の公共施設における省資源や省エネルギーの取り組みに協力します。
- ◇ 新国民運動の「デコ活*」や「ゼロカーボンアクション 30*」などを参考に、日常生活・事業活動における脱炭素の取り組みを実践します。
- ◇ エコアクション 21*の認証を取得します。
- ◇ J-クレジット制度*などを活用し、森林整備による森林吸収を促進します。
- ◇ 地域温暖化対策についての講演会や学習会などに参加します。

| | 町民 | 事業者 | 滞在者等 |
|---|----|-----|------|
| ◇ 2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」、地球温暖化の問題に関心を持ちます。 | ● | ● | ● |
| ◇ 脱炭素の取り組みの理解を深めるとともに、積極的に取り組みに協力します。 | ● | ● | ● |
| ◇ 住宅等建物を建築する時は ZEH*及び ZEB*化を検討し、積極的に導入します。 | ● | ● | ● |
| ◇ 町の公共施設における省資源や省エネルギーの取り組みに協力します。 | ● | ● | ● |
| ◇ 新国民運動の「デコ活*」や「ゼロカーボンアクション 30*」などを参考に、日常生活・事業活動における脱炭素の取り組みを実践します。 | ● | ● | ● |
| ◇ エコアクション 21*の認証を取得します。 | ● | ● | ● |
| ◇ J-クレジット制度*などを活用し、森林整備による森林吸収を促進します。 | ● | ● | ● |
| ◇ 地域温暖化対策についての講演会や学習会などに参加します。 | ● | ● | ● |



コラム

新国民運動「デコ活*」

国は、2050（令和32）年カーボンニュートラル及び2030（令和12）年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、新しい国民運動「デコ活*」を展開中です。まずはじめに取り組む「デコ活*アクション」として、断熱住宅、エコグッズ、食べ残しゼロ、テレワークなどの取り組みを推奨しています

デコ活
くらしの中のエコろがけ



環境目標 4 ▶ 脱炭素を目指すまち

10 交通の脱炭素化



町の取り組み

①持続可能な公共交通網の実現

- ◇ 自動運転や車両の電動化、カーシェア*、レンタサイクル等の新しいモビリティサービスの研究・導入を進め、鉄道や路線バスといった既存の公共交通との連携を図り、移動における環境負荷の軽減と、持続可能なインフラとして安全で快適に利用できる公共交通網の実現を目指します。

企画政策課

②クリーンエネルギー自動車の普及拡大

- ◇ 一般利用者が多く集う公共施設へ EV 車の充電スポットを整備します。
- ◇ クリーンエネルギー自動車の購入補助について、太陽光発電システム等と同様に助成要綱を策定します。

くらし環境課・各施設管理者
くらし環境課

③自転車や徒歩による移動の促進

- ◇ 環境に優しい交通機関として自転車の利用を促進するとともに、自転車道のネットワークを整備します。また、駐輪場需要の変化を踏まえ、必要に応じて駐輪場整備を継続していくとともに、町内の小売り店舗や観光スポット等におけるサイクルラック*の普及及び設置推進に取り組みます。
- ◇ 駿河小山駅前交流センター「フジサイクルゲート*」におけるレンタサイクルの普及啓発に努め、自転車の町おやまの PR とともに、脱炭素社会への取り組みに寄与します。
- ◇ ぐるり富士山サイクルツーリズム推進協議会に参画し、サイクルツーリズムとサイクリング環境の整備と利用促進を図る取り組みを進めます。

建設課・商工振興課・観光交流課
商工振興課
観光交流課・建設課

町民・事業者・滞在者の取り組み

- ◇ カーシェアリング*、レンタサイクルを活用します。
- ◇ 路線バスやコミュニティバス、鉄道、自転車を積極的に利用します。
- ◇ コミュニティバスの運行に協力します。
- ◇ 電気自動車や燃料電池自動車等のクリーンエネルギー自動車を選択します。
- ◇ 電気自動車の充電設備の整備を進めます。
- ◇ 電気自動車等に蓄えた電力を家庭などで利用できる V2H（ヴィーグル・トゥー・ホーム）*を整備します。

| 町民 | 事業者 | 滞在者等 |
|----|-----|------|
| ● | ● | ● |
| ● | ● | ● |
| | ● | |
| ● | ● | ● |
| | ● | |
| ● | ● | |

環境目標 4 ▶ 脱炭素を目指すまち

11 エネルギーの地産地消



町の取り組み

①エネルギーの地産地消の推進

| | |
|---|------------|
| ◇ エネルギーを地域で生産するための取り組みとして、太陽光（メガソーラー）、木質バイオマス発電*の活用など、小山町で得られるエネルギーを活用する地域新電力について新会社の設立を含めた調査・研究等を進めます。 | くらし環境課 |
| ◇ 地域のエネルギーを利用できるよう、個人住宅向けに太陽光、太陽熱等への補助の継続及び拡充を行うとともに、事業者向けの補助についても検討を行います。 | くらし環境課 |
| ◇ 再生可能エネルギー*を災害・非常時の対応に活用できるような体制づくりを引き続き推進します。 | 総務課・くらし環境課 |

②エネルギーについての学習

| | |
|--|-----------|
| ◇ 再生可能エネルギー*など町が展開するエネルギー政策を町民に学んでもらうことで、環境への意識が高まるよう取り組みます。 | フロンティア推進課 |
|--|-----------|

町民・事業者・滞在者の取り組み

| | 町民 | 事業者 | 滞在者等 |
|--|----|-----|------|
| ◇ 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、バイオマス*など、家庭・事業所で活用できる再生可能エネルギー*設備などを導入します。 | ● | ● | |
| ◇ 太陽光発電設備、蓄電池設備、太陽熱利用設備、木質燃料ストーブ購入補助金を利用します。 | ● | ● | |
| ◇ 大規模な再生可能エネルギー*施設を導入する場合は、自然環境や景観との調和に配慮します。 | | ● | |
| ◇ 再生可能エネルギー*についての理解を深めます。 | ● | ● | |



再生可能エネルギー*

使い続けるとなくなってしまう石油・石炭などの化石燃料に対し、太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマス*、地熱などの再生可能エネルギー*は、資源がなくならずに繰り返し使え、発電時や熱利用時地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーです。日本の電力消費量に占める再生可能エネルギー*の割合は、2022（令和4）年度が21.7%ですが、政府は2030（令和12）年度に36～38%とする目標を掲げています。

【資料：資源エネルギー庁】

環境目標 5 ▶ 自ら考え・行動するまち

12

環境学習・環境保全活動等



町の取り組み

①環境学習の推進

- ◇ こども園・学校での環境学習を総合的に推進します。
- ◇ 町民が自然とのふれあいや体験講座などを通じた学習ができるイベントやプログラムを創出・実施します。

こども未来課・
学校教育課
生涯学習課・
くらし環境課

②環境情報の収集と提供

- ◇ 毎月5日の「環境保全の日」に町民へ環境に関する無線放送による情報発信を行います。
- ◇ 「広報おやま」や町のホームページなどにより、環境に関する情報を提供します。
- ◇ 多様なデジタルツールの活用により環境情報を発信します。

くらし環境課
くらし環境課・
全庁
くらし環境課

③環境保全活動の推進

- ◇ 町民が地域の活動に積極的に参加していく雰囲気をつくります。また、未来を担うこどもたちを健全に育成する環境を整えていきます。
- ◇ 環境保全に係わる団体、事業者が連携して活動できるよう、各組織・団体などのネットワークを構築し、連携と協働のしくみを構築します。

くらし環境課
くらし環境課

町民・事業者・滞在者の取り組み

- ◇ こども園、学校、地域などの場で環境教育・環境学習を行います。
- ◇ 自主的な環境関連のイベントや行事を開催・参加します。
- ◇ 広報紙やホームページなどの環境情報を活用・発信します。
- ◇ 河川・道路の清掃活動、地域の緑化・美化活動などに参加します。
- ◇ 生垣の管理や草刈りなど、生活環境の保全に努めます。
- ◇ 地域の環境保全活動への支援を行います。

| | 町民 | 事業者 | 滞在者等 |
|--|----|-----|------|
| | | ● | |
| | ● | ● | ● |
| | ● | ● | ● |
| | ● | ● | ● |
| | ● | ● | |
| | ● | ● | ● |